

徳島県南メディアネットワーク株式会社加入契約約款

徳島県南メディアネットワーク株式会社（以下「甲」という）と、甲が設置する施設によりサービス提供を受ける者（以下「乙」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、次の条項によるものとする。

第1条 甲はサービス提供区域（以下「業務区域」という）において、サービス提供に必要な施設を設置するとともに、その維持及び運営に当たる。また、乙に次のサービスを提供する。

（1）テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送を再送信する業務。

（2）FM放送事業者のFM放送を再送信する業務。

（3）乙の受信機の設置場所が属する地域に、自主放送サービス番組の提供を行う業務。この自主放送サービス番組の内容については、基本番組、有料番組とコマーシャル番組とする。

（4）衛星放送事業者の衛星放送を再送信する業務。

第2条（契約の単位） 加入契約は、加入世帯引込線1回線ごとに行うものとする。

但し、引込線1回線により複数世帯・複数企業が加入する場合には、各世帯及び各企業ごとに契約を行うものとする。

第3条（契約の成立） 乙が、この契約約款を承諾し、別に定める様式の加入申込書に所要事項を記載のうえ申込み、甲がこれを承認したときに成立する。ただし加入申込書の提出があった場合でも、次の場合は承諾しないことがある。

乙が、本約款上要請される諸料金の支払いを怠る恐れがあると認められた場合。

加入契約に基づいて甲が引込線を設置し、保守することが技術上もしくは経済的に困難な場合。

2 本サービスの最低利用期間は、3年間とする。乙が最低利用期間前に解約する場合は所定の違約金を甲に支払うものとする。

（違約金額）＝「月額利用料」×（36ヶ月－課金月数）

第4条（加入契約料等） 乙は、甲が別途定める料金表に従い加入契約料及び引込・宅内工事料を支払うものとする。初度利用料の分割払いを希望し、割賦代金を3ヶ月以上遅延した場合は、割賦契約を解除し、残額の一括請求を行うものとする。

第5条（加入契約の撤回） 乙は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、

書面により申込みの撤回又は当該加入契約の解除を行うことができる。

2 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、書面を發した時に効力を生じる。

3 第1項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行った者は、加入契約料の還付を請求することができる。

ただし、あらかじめ加入契約の申込みの撤回をする等悪意の意志をもって加入契約の申込みを行った場合等加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではない。

4 加入契約後の引込工事、宅内工事が着工または完了の場合は、乙は、その工事に要したすべての費用を負担する。

第6条（利用料）

(1) 乙は、甲が別に定める料金表に従い利用料を支払う。

(2) 有料番組のサービスの提供を受けた場合は、サービス開始月より、基本の月額利用料の他に、その料金を支払う。

(3) 甲の設定した利用料の中には、下記受信料および視聴料は含まない。

1 日本放送協会（NHK）の定めによるテレビジョン受信料（衛星受信料を含む）

2 株式会社WOWOW（デジタルWOWOW）の視聴料

3 株式会社スター・チャンネル（スター・チャンネルBS）の視聴料

4 その他甲の提供する有料番組の視聴料

(4) 物価の変動、設備の更新等の理由により、甲が諸料金を改定した場合は、改定された金額を甲に支払う。

第7条（料金の支払方法） 乙が甲に支払う料金の支払方法は口座振替を原則とし、その他甲と乙との合意に基づく方法によるものとする。

第8条（責任事項） 甲が第1条第1号及び第2号に定める再送信業務を、月のうち引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は第6条の規定にかかわらず無料とする。

2 乙は、業務上必要なメンテナンスによる放送の一時的な停止のあることを了承する。

第9条（端末機の貸与・所有） 甲は乙に端末機（以下、「STB」という）を貸与し、その利用料は別途利用料金を定める。ただし、解約時には乙はSTB一式を返還するものとし、乙の故意、過失によるSTB等の故障、破損、紛失等の場合は、別に定める料金表に従い乙が負担する。

2 前項のSTBにはリモコンを含むものとする。(但し、リモコン用電池は除く)

第10条 (B-CASカードおよびC-CASカードの取扱い) 甲は乙にB-CASカードおよびC-CASカードを貸与する。B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによる。C-CASカードに当社の手配以外のデータ追加・変更・改修は禁止し、それらが行われた事による当社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失は加入者が補償する。乙は、解約時においてB-CASカード及びC-CASカードを甲に返却するものとする。

乙の故意または過失によりB-CASカードおよびC-CASカードを破損または紛失した場合にはその修理、補償に要する費用は別に定める料金表に従い乙が負担するものとする。

第11条 (施設の設置及び費用の負担等) 乙は、本施設のうち最寄りのクロージャボックスの接続端子以降の施設の設置に要する費用(別表料金表による)を負担するものとする。

2 本施設のうち放送センターから光電変換装置までの施設(以下「甲の施設」という)は甲が所有するものとし、甲の施設以降(光電変換装置の出力端子以降)の施設(以下加入者施設)は加入者が所有するものとする。甲の業務に必要な施設の設置工事は、甲、または甲が指定する業者が行うものとする。

3 乙は、甲がサービスを提供する為に必要とする施設と、乙が契約している以外の受信設備及び受信機との相互接続をしてはならない。

4 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける場合においては、別途協議する。

第12条 (便宜の提供) 乙は甲の指定する業者が、設備の検査、修理を行うため、乙の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとする。

2 乙は、加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとする。

第13条 (故障) 甲または甲の指定する業者は、乙から甲の提供するサービスの受信施設に異常がある旨申し出があった場合は、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとする。但し、受信異常が乙の所有する受信設備及び受信機に起因する場合は、この限りではない。

2 乙は甲の提供するサービスの受信施設に異常を来たしている原因が乙の設備によ

る場合は、その設備の修復に要する費用を負担するものとする。

3 乙は乙の故障または過失により、甲の提供するサービス施設に故障が生じた場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとする。

第14条（一時停止等） 乙は甲のサービスの提供の一時停止、またはその再開を希望する場合は、直ちに甲にその旨を文書で申し出るものとする。この場合は一時停止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の料金は、第6条の規定にかかわらず無料とする。

2 前項の一時停止期間が6か月を超えた場合、設置機器の撤去については別途協議する。

第15条（設置場所の変更等） 乙は事業区域内に限り、テレビジョン受像機及び受信機の設置場所を変更することができる。

2 乙は前項の規定により、テレビジョン受像機及び受信機の設置場所を変更しようとする場合は、甲または甲の指定する業者にその旨を申し出るものとする。

3 乙は前項の変更に要する費用を負担するものとする。

第16条（名義変更） 次の場合において乙の異動が生じる時は、甲の確認を得て、新乙は旧乙の名義を変更することができるものとする。

（1）相続の場合。

（2）新乙が加入契約に定める旧乙の受信機の設置場所において、甲のサービスを受けることについての旧乙の権利義務を継承する場合。

2 前項の規定により名義を変更しようとする時は、新乙は別途定める名義変更手数料を添えて甲に申し出るものとする。

3 名義変更手数料は、甲の規定で別途定めるものとする。

第17条（加入契約の解約） 乙は甲に申し出ることにより、加入契約を解約することができる。

2 加入契約の解約の場合、加入金及び引込工事費の払い戻しは行わないものとする。

3 加入契約の解約の場合、甲が設置した設備を撤去することを原則とする。この場合、乙は解約に伴う工事費および解約手数料を支払うものとする。なお、甲が設備の撤去を行う際に乙が所有又は占有する敷地、建物、構造物等の復旧を要する場合、その費用は乙が負担する。

第18条（加入契約の解除） 乙が利用料または各種料金の支払いを3ヶ月以上延滞した

場合は、サービスの提供を停止し設置機器を撤去する。サービスの提供を停止した後、3ヶ月たっても入金のないとき、または本契約に違反する行為があったと認められる場合は、乙に催告した上で加入契約を解除することができる。なお、この場合は第17条2項及び3項の規定を準用する。

第19条（放送内容の変更、無断使用等の禁止） 甲は止むを得ない事情によりサービス業務内容を変更することができる。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じない。

2 乙がテープ、配線等により甲のサービスを第三者に提供することは、有償、無償にかかわらず禁止する。

第20条（乙の義務違反による停止） 甲は乙にこの規約に違反する行為があったと認める場合は、乙に催告のうえサービスの提供を停止することができる。

第21条（天災に関する事項） 施設には保安装置が設けられているが、落雷等により、乙の受信機が破損した場合は、甲の責任外とする。

2 天災により甲の施設が壊滅した場合は甲の責任外とする。

第22条（定めなき事項） この規約に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合は、甲、乙誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとする。

第23条（契約の有効期限） 契約の有効期限は、契約成立から3年間とする。ただし、契約期間満了の10日前までに甲、乙いずれかからも甲所定の書式による文章により何等の意志表示のない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とする。

第24条（約款の修正） 本約款は、総務大臣に届け出た上で修正することがある。

2 修正された約款は、当社ホームページに掲載することにより周知したこととする。

3 本約款を修正した場合には、修正後の約款によりサービスを提供するものとする。

付則

(1) 当社は特に必要がある場合は、この約款に特約を付することができるものとする。

(2) 一括加入、ホテル等宿泊施設、業務用等については別に定める。

(3) この約款は平成16年12月1日から施行する。

(4) 平成23年2月1日改正